

特定技能移行支援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 特定技能移行支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）ならびに土木部所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定によるもののほか、この交付要領で定めるところによる。

(目的)

第2条 県内建設産業において、特定技能外国人の受入れを促進し、建設事業者の中長期的な担い手確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 特定技能外国人

次のすべてを満たす者をいう。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（以下「入管法」という。）別表第一の二の表に掲げられる特定技能の在留資格を補助対象期間内に取得し
在留する者

イ 特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定められるものをいう。）のうち「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」において規定される特定技能外国人が従事する業務区分（本要領別表1に掲げる業務区分）に従事する者

(2) 技能検定

職業能力開発促進法に基づいて実施されている国家検定制度（本要領別表2に掲げる職種を対象とする。）

(3) 受入事業者

特定技能外国人を補助対象期間内に新たに雇用する事業者

(4) 登録支援機関

入管法第19条の23の規定により出入国在留管理庁長官の登録を受けた者

(補助事業者)

第4条 この要領による補助の対象となる者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「建設業法」という。）第3条の規定に

基づく建設業の許可を受けた受入事業者

- (2) 県内に主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する「営業所」をいう。）を有する受入事業者
- (3) 県内営業所において特定技能外国人（技能検定において別表2で定める職種の学科試験に合格した者、日本語能力試験等でN3相当以上の能力認定を受けた者に限る。）を補助対象期間内に新たに雇用する受入事業者
- (4) 受入事業者の構成員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 県税の全税目に滞納がないこと。
- (6) 地方消費税に滞納がないこと。
- (7) 本事業の補助対象期間内に国または他の地方公共団体等が所管する同様の目的の助成金等を受給した場合または受給する予定のある者でないこと。ただし、本事業との併用が認められている助成制度を受ける場合はこの限りではない。

（補助率および補助対象経費等）

第5条 補助率、補助対象経費、補助限度額および補助対象期間は、県の予算の範囲内で別表3に定めるとおりとする。ただし、別表3に基づき算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- 2 補助対象経費等に疑義が生じた場合は、県に事前に協議し、了承を得ること。

（補助金の申込）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福井県土木部土木管理課長（以下「県」という。）が別に定める申込期間中に申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて県に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書（別紙1）
 - (2) 補助対象経費の見積書等
 - (3) その他、県が必要と認める書類
- 2 県は申込書を先着順で受理する。（申込期間は別に定める。）
 - 3 県は前項の申込書を受理したときはその内容を審査し、その結果を申込内容確認結果通知書により申請者に通知するものとする。

(中間確認)

第7条 前条第3項の通知を受けた申請者は、雇用する特定技能外国人が技能検定等を受験し、その結果の通知を受けた日から14日以内に中間確認依頼書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて県に提出しなければならない。

(1) 雇用する特定技能外国人が技能検定において、別表2に定める職種の学科試験に合格したことが分かる書類(合格証書の写し等)

(2) その他、県が必要と認める書類

2 県は、前項の中間確認依頼書を受理したときは中間確認を行い、その結果を中間確認結果通知書により通知するものとする。

3 前条に規定する補助金の申込以前に技能検定において別表2に定める職種の学科試験で合格した者を特定技能外国人として雇用する場合は、本条第1項の規定にかかわらず、前条で規定する補助金の申込の際に本条第1項第1号に掲げる書類を添えて県に提出しなければならない。また、この場合には、申請者は本条に規定する中間確認依頼書の提出を省略することができる。

(申込内容の変更および中止)

第8条 第6条第3項の規定による通知を受けた申請者は、第6条第1項の申込書の内容を変更するときは、申込内容変更届(様式第3号)に第6条第1項の各号に掲げる書類のうち内容に変更のあった書類を添えて、県に提出しなければならない。

ただし、次に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

(1) 20%の範囲内の変更で補助金の総額に変更を生じないもの

(2) 補助事業の目的および事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での変更(年度内に支払い確認が不可能な受入負担金数か月分の減額等)

2 第6条第3項の規定による通知を受けた申請者は第6条第1項の申込を中止するときは、中止届(様式第4号)を県に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 第6条第3項の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとする事業が完了した日から起算して1か月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金交付申請書兼完了実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書【別紙5】

(2) 補助事業実施にかかる支出を証する書類(領収書、通帳の写し等)

(3) 補助事業にかかる特定技能外国人を雇用していることが確認できる書類

(社会保険の資格取得通知書の写しおよび雇用契約書の写し)

- (4) 補助事業にかかる特定技能外国人の従事する業務の区分が分かる書類
(建設特定技能受入計画認定証一式の写し)
- (5) 補助事業にかかる特定技能外国人の在留資格取得日が分かる書類
(在留資格認定証明書の写し等)
- (6) 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書【別紙5-2】
- (7) 消費税および地方消費税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
- (8) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定兼額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による申請があったときは、申請書等の内容の審査を行い、適正であると認めたときは補助金の交付決定および額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書(様式6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、もしくは交付した補助金の全部または一部を期日を定めて返還を命じることができる。また、補助金返還を命じられた申請者は、知事が定める期日までに返還しなければならない。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号の他、不正な行為があったと認められるとき。
- (4) 申請者の責めに帰すべき事由により、補助事業にかかる特定技能外国人の雇用期間中に当該特定技能外国人を解雇した、または休業させたとき。

(加算金および遅延金)

第13条

- (1) 申請者は、前条の規定により知事から補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じられた補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなけ

ればならない。

(2) 申請者は、知事から補助金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(3) 知事は、(1) および (2) においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金または遅滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

(補助金の経理)

第14条 申請者は、事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第15条 知事は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、申請者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取または訪問調査等を行う。

2 申請者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年9月27日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

業 務 区 分
土木
建築
ライフライン・設備

別表 2

職 種 名	作 業 名
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
左官	左官
配管	建築配管
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事
	ボード仕上げ工事
建設機械施工	押土・整地
	掘削
	締固め
上記職種以外でも、建設関係の職種は対象とする。随時3級(3級)以上の学科試験の合格を対象とする。	

別表 3

補助対象経費区分	内 容	補助率	補助限度額	補助対象期間
一般社団法人 建設技能人材機構 (JAC) 賛助会員年会費	申請者がJACの賛助会員となるにあたり支払う年会費	1/2	150千円/ 事業者	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
一般社団法人 建設技能人材機構 (JAC) 受入負担金	申請者が特定技能外国人を受入れるにあたりJACに支払う受入負担金			
登録支援機関にかかる費用	申請者が特定技能外国人を雇用するにあたり登録支援機関に支援計画の実施を委託する場合にかかる経費			

※ 1 補助対象外経費は以下のとおりとする。

- ・ 補助事業に要したことが明確に区分できない経費